

隨時募集による 市有地売払いのご案内

【お問い合わせ】

安中市企画政策部資産活用課資産活用係

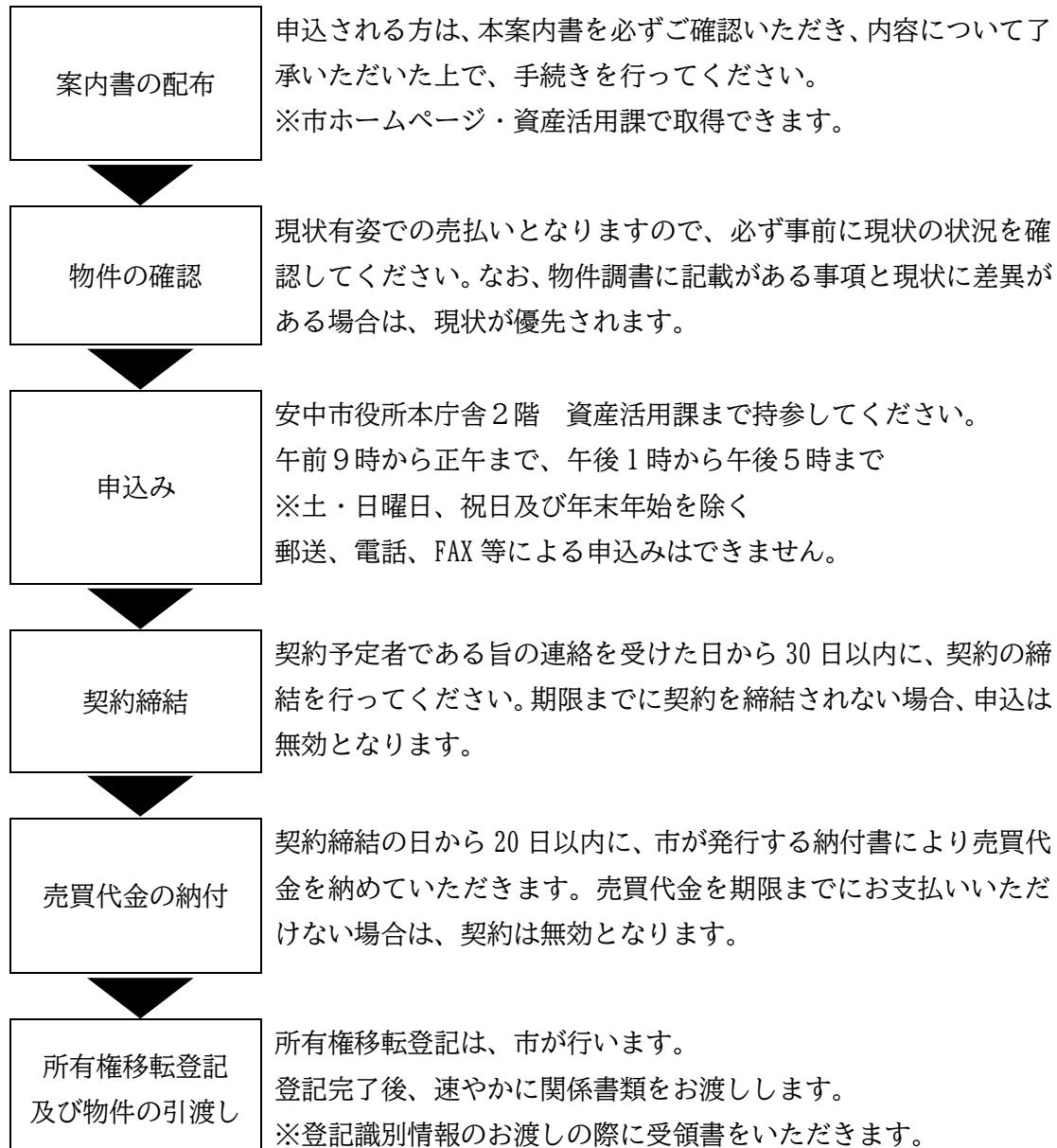
TEL 027-382-1111

(内線1055)

1. はじめに

随時売払いは、一般競争入札で落札に至らなかった市有地について、先着順の随意契約による売払いを行うものです。ただし、申込物件の利用計画等が不適当と認める場合は、売払いを取り消す場合があります。購入希望者は、本案内書及び物件調書等をよくお読みになり、併せて対象物件の現地の状況を確認のうえ、お申込みください。

2. 市有地売払い（随時売払い）の流れ



3. 申込資格

個人・法人を問わず、どなたでもご参加できます。

ただし、次のいずれかの規定に該当する方は参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当すると認められる者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当すると認められてから 3 年を経過しない者
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当すると認められる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用してから 3 年を経過しない者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に掲げられた者
- (5) 安中市税の滞納がある者
- (6) 安中市暴力団等排除条例第 2 条各号の規定に該当すると認められる者

4. 売払いの条件

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用することは禁止します。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することは禁止します。
- (3) 地域の環境保全に配慮し、公害が発生しないよう、適切かつ十分な措置を講じてください。公害等が発生した場合には購入者の責任で解決してください。
- (4) 地盤調査、地下埋設物調査及び土壤汚染調査等を行っておりません。必要な場合は所有権移転登記後に購入者が行ってください。
- (5) 民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が土壤汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、市は担保責任を負いません。
- (6) 全て公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測により面積が異なる場合も売買代金の清算は行いません。
- (7) 本案内書の内容について、現状と異なる事項があった場合、現状を優先します。

5. 申込方法

受付時間内に以下の必要書類を直接持参してください。郵送、電話、FAX等による申込みはできません。また、複数の物件に申込みができます。

(1) 受付時間 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
土・日曜、祝日及び年末年始を除く

(2) 提出場所 安中市安中一丁目 23番13号
安中市役所本庁舎2階 企画政策部資産活用課資産活用係

(3) 提出書類

個人	法人
① 普通財産払下申請書	① 普通財産払下申請書
② 誓約書	② 誓約書
③ 住民票	③ 安中市税の未納がないことの証明書
④ 安中市税の未納がないことの証明書	④ 印鑑証明書
⑤ 印鑑登録証明書	⑤ 委任状（代理人が申込みする場合のみ）
⑥ 委任状（代理人が申込みする場合のみ）	

※③、④については発行後3ヶ月以内の原本とします。

6. 申込みに当たっての留意事項

(1) 提出書類に不備がある場合は、受付できません。

(2) 申込みに必要な書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担となります。

(3) 提出後の書類等の変更は原則として認めません。

(4) 提出後の書類は返却いたしません。

(5) 窓口に書類を持参された時点で既に受付終了している場合もありますので、その場合はご容赦ください。

(6) 市は、直接持参による先着順で申込受付をし、その内容を審査し、適当と認めたときは、申込者を契約予定者とします。なお、同日中に、複数の購入希望者がいる場合は、希望価格が高額の方を契約予定者とし、同額の場合はくじにより契約予定者を決定します。

(7) 契約予定者となった際には、電話にて連絡いたします。

7. 契約

契約予定者である旨の連絡を受けた日から 30 日以内に市と契約の締結をしていただきます。なお、期限までに契約の締結がなかった場合は、契約予定者の資格が失われます。

(1) 契約締結に必要なもの

- ①印鑑（実印）
- ②本人確認書類（官公署の発行した写真入りもの）
- ③収入印紙

契約金額	税額（収入印紙）
100 万円を超える 500 万円以下のもの	1,000 円
500 万円を超える 1 千万円以下のもの	5,000 円
1 千万円を超える 5 千万円以下のもの	10,000 円

(2) 売買代金の納付

契約締結の日から 20 日以内に売買代金を指定の納付書にて納めてください。期限までに売買代金を納めていただけない場合、当該契約を無効とします。

※口座振込を希望される場合は、資産活用課までお申し出ください。ただし、振込手数料は契約者の負担となります。

※売買代金の分割納付はできません。

8. 所有権移転登記及び物件の引渡し

- (1) 契約された物件の所有権は、売買代金を納付したいた後、市から契約者へ移転します。なお、所有権移転登記には、20 日程度時間をいただきます。
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、契約者の負担となります。
- (3) 契約者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (4) 市が所有権移転登記を行い、登記済関係書類ができ次第、契約者にお渡しします。なお、お渡しする際に受領印をいただく必要があることから、印鑑（実印、代理人が申込みをした場合は、代理人の印）をお持ちください。